

## 教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和4年8月教育委員会定例会
3 概 要	<p><b>1 開催日時</b> 令和4年8月25日（木曜日）午後3時00分～午後4時26分</p> <p><b>2 開催場所</b> 守谷中央図書館 視聴覚室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b> 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b> 教育部長 小林 伸稔 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 大場 邦宏 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b> 1名</p> <p><b>6 議題</b> <b>【議決事項】</b> (1) 議案第35号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱 について（可決） (2) 議案第36号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則に ついて（可決） (3) 議案第37号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出 について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委 員会所管分））（可決）</p> <p><b>【報告事項】</b> (1) 報告第3号 守谷市立学校給食センター運営委員会の報告につい て</p>
4 今後の状況	次回は，令和4年9月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定

# 令和4年8月教育委員会定例会

## 会 議 資 料

日 時 令和4年8月25日（木）

午後3時00分から

場 所 守谷中央図書館 視聴覚室

# 令和4年8月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和4年8月25日(木)  
午後3時00分から  
場 所 守谷中央図書館 視聴覚室

- 1 開 会
- 2 会議録署名人指名
- 3 議決事項
  - 議案第 35 号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について
  - 議案第 36 号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について
  - 議案第 37 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について  
(令和4年度守谷市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会所管分))
- 4 協議事項
  - なし
- 5 報告事項
  - 報告第 3 号 守谷市立学校給食センター運営委員会の報告について
- 6 その他

議案第35号

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について

守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年8月 日原案 決

提案理由

本案は、学校給食センター運営委員会の答申を受け、小・中学校及び給食センターの職員の給食費を改定するため、守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
35号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年守谷町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第2条第1項の表小・中学校及び給食センターの職員の項中「4, 536円」を「4, 804円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月分に係る給食費から、令和5年3月分に係る給食費について適用する。

議案	頁数
35号	2

守谷市学校給食費取扱要綱新旧対照表

改 正	現 行																
<p>(学校給食費) 第2条 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童</td> <td style="text-align: right;">4, 207円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">4, 536円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校及び 給食センターの職員</td> <td style="text-align: right;"><u>4, 804円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2☐（略）</p>	区分	月額	小学校の児童	4, 207円	中学校の生徒	4, 536円	小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 804円</u>	<p>(学校給食費) 第2条 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童</td> <td style="text-align: right;">4, 207円</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td style="text-align: right;">4, 536円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校及び 給食センターの職員</td> <td style="text-align: right;"><u>4, 536円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2☐（略）</p>	区分	月額	小学校の児童	4, 207円	中学校の生徒	4, 536円	小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 536円</u>
区分	月額																
小学校の児童	4, 207円																
中学校の生徒	4, 536円																
小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 804円</u>																
区分	月額																
小学校の児童	4, 207円																
中学校の生徒	4, 536円																
小・中学校及び 給食センターの職員	<u>4, 536円</u>																

## 参考資料

### 学校給食食材の高騰による教職員等の給食費の改定について

#### 1 賄材料費の増額補正について

コロナ禍の影響等により、給食材料費が高騰しており、保護者が負担する学校給食費の額が増えることが懸念されることから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により不足が見込まれる給食材料費の予算を令和4年8月臨時議会において増額補正いたしました。

#### 2 補正額と内訳

##### (1) 補正額 10,885千円

項目	当初予算額	補正額	補正後予算額
賄材料費	399,183千円	10,885千円	410,068千円

※補正額内訳 小学校児童：6,863,281円、中学校生徒：3,088,719円、教職員等：933,000円

##### (2) 内訳 (令和4年4月～令和5年3月)

単位：円

材 料	当初計上額	執行見込額	不足額
小麦 (パン、ソフトめん等)	21,490,673	22,896,591	1,405,918
油	1,461,240	1,880,801	419,561
野菜	31,901,248	40,959,821	9,058,573
計	54,853,161	65,737,213	10,884,052

#### 3 財 源

児童生徒・・・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,952 千円  
(国 10/10)

教職員等・・・学校給食費 933 千円

#### 4 教職員等の給食費の試算額

8月臨時議会で賄材料費を補正した額のうち、職員分に該当する額が933,000円となっております。その額を職員一人あたりの給食費に加えて算出すると、一月あたり268円となります。

なお期間は令和4年10月から令和5年3月までとします。

#### 【教職員等の給食費の試算額】

※人数は令和4年5月1日現在で算出

補正額うち職員分	職員数	実施月	一月あたり増額
¥ 933,000 ÷	581 ÷	6ヶ月 ÷	¥ 268
給食費月額			
	4,536 +	268 =	¥ 4,804

議案第36号

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立公民館管理規則（平成24年守谷市教育委員会規則第2号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年8月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年8月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市中央公民館ホール等における市民等の集会、集客事業等開催時の使用申請期間を変更することにより、施設を使用する際の利便性向上を図るため、守谷市立公民館管理規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
36号	1

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則（平成24年守谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（使用の申請）

第2条 公民館を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、守谷市立公民館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 午前9時から午後5時までの間に使用する場合 使用予定日から起算して2箇月前から当日まで。
- (2) 午前8時から午前9時までの間又は午後5時から午後9時までの間に使用する場合 使用予定日から起算して2箇月前から2日前の日（使用予定日の2日前の日が条例第6条に規定する休館日の場合は、当該日の直前の日。以下同じ。）まで。

2 前項の規定にかかわらず、中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール、又は北守谷公民館多目的ホールを使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、申請書を教育長に提出することができる。

- (1) 午前9時から午後5時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から当日まで。
- (2) 午前8時から午前9時までの間又は午後5時から午後9時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から2日前の日まで。

3 教育長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、公民館を使用させることが適当であると認めるときは、守谷市立公民館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 市内の団体（その団体を構成する者のうち、守谷市に在住する者の割合が7割以上を占める団体をいう。）その他教育長が適当と認める者であって、公民館を定期的に使用しようとする者は、定期使用計画書等を提出し、教育長の許可を得ることによって、第1項の申請書の提出を省略することができる。

議案	頁数
36号	2

る。

- 5 第1項及び第2項の申請を市外の団体（その団体を構成する者のうち、市民の割合が7割に満たない団体をいう。）が行うときは、第1項中「2箇月前」とあるのは「1箇月前」と、第2項中「前年度の1月」とあるのは「4月」と、「6箇月前」とあるのは「3箇月前」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

議案	頁数
36号	3



守谷市立公民館管理規則新旧対照表

<p><u>ホールを使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、申請書を教育長に提出することができる。</u></p> <p><u>(1) 午前9時から午後5時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から当日まで。</u></p> <p><u>(2) 午前8時から午前9時までの間又は午後5時から午後9時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から2日前の日まで。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 教育長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、公民館を使用させることが適当であると認めるときは、守谷市立公民館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 公民館を定期的に使用する者その他教育長が適当と認める者は、定期使用計画書等を提出して教育長の承認を得ることによって、第1項の申請書の提出を省略することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 第1項の申請を市外の団体(その団体を構成する者のうち、市民の割合が7割に満たない団体をいう。)が行う場合においては、同項中「2箇月前」とあるのは「1箇月前」と、「6箇月前」とある</u></p>	<p>ホールの使用申請期間を前倒しすることにより、利便性の向上を図るため。</p> <p>既存の項の移動。</p>
---	---	---

守谷市立公民館管理規則新旧対照表

<p>4 <u>市内の団体（その団体を構成する者のうち、守谷市に在住する者の割合が7割以上を占める団体をいう。）その他教育長が適当と認める者であって、公民館を定期的に使用しようとする者は、定期使用計画書等を提出し、教育長の許可を得るとによって、第1項の申請書の提出を省略することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の申請を市外の団体（その団体を構成する者のうち、市民の割合が7割に満たない団体をいう。）が行うときは、第1項中「2箇月前」とあるのは「1箇月前」と、第2項中「前年度の1月」とあるのは「4月」と、「6箇月前」とあるのは「3箇月前」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>のは「3箇月前」と読み替えるものとする。</u> (新設)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>既存の項の移動。</p> <p>市外団体の申請時期の新設。</p>
---	--	--------------------------------------

守谷市立公民館管理規則の一部改正について

【変更前】 中央公民館ホール使用

市民の割合が7割以上の団体

市民の団体が7割に満たない団体

申請開始日

6箇月前

使用予定日

申請開始日

3箇月前

使用予定日

【変更後】 中央公民館ホール、高野公民館多目的ホール、郷州公民館集会室、北守谷公民館多目的ホール

市民の割合が7割以上の団体

申請開始日 R4.11.1又はR5.1.1

6箇月前又は前年度の1月から

使用予定日 R5.5.1

申請開始日 R5.2.1又はR5.1.1

6箇月前又は前年度の1月から

使用予定日 R5.8.1

市民の団体が7割に満たない団体

申請開始日 R5.2.1又はR5.4.1

3箇月前又は4月から

使用予定日 R5.5.1

申請開始日 R5.5.1又はR5.4.1

3箇月前又は4月から

使用予定日 R5.8.1

使用申請 ◎市内団体：6箇月前又は使用予定日の属する年度の前年度の1月から

◎市外団体：3箇月前又は使用予定日の属する年度の4月から

報告第3号

守谷市立学校給食センター運営委員会の報告について

令和4年8月5日付守教発第313号にて学校給食センター運営委員会に諮問した件について、令和4年8月22日付で答申があったので別紙のとおり報告いたします。

令和4年8月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香

報告	頁数
3号	1

令和4年8月22日

守谷市教育委員会  
教育長 町田 香 様

学校給食センター運営委員会  
委員長 永瀬 宗重



学校給食センター運営委員会への諮問について（答申）

令和4年8月5日付守教委発第313号で当運営委員会に諮問のあった件について、次のとおり答申する。

記

諮問（1）学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について  
（答申）次の意見を付し、別紙「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（案）」のとおりとする。  
・緊急時の対応については、他事例を参考として整理し直すこと。

諮問（2）小・中学校及び給食センターの職員の給食費の見直しについて  
（答申）令和4年8月臨時議会において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、増額補正した令和4年度の賄材料費の予算額に対し、交付金の対象とならない小・中学校及び給食センター職員については、令和4年10月から令和5年3月まで、月額4,804円とする。

諮問（3）給食費の徴収事務の見直しについて  
（答申）現在小・中学校長に委任している給食費の徴収事務は、市が行うよう移管作業を進めること。  
なお、業務が市へ移管されたことにより、給食費の徴収率が下がることがないように努めること。

報告	頁数
3号	2

守谷市  
学校給食における  
食物アレルギー対応マニュアル  
(案)

令和4年10月

報告	頁数
3号	3

# 目次

第1章 基本方針 .....	1
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方 .....	1
2 食物アレルギー対応委員会 .....	4
3 学校給食における主な対応方法 .....	5
4 対応申請の確認から対応開始までの流れ .....	8
第2章 給食センターの対応 .....	9
1 給食センターでの献立作成・調理 .....	9
2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について .....	10
第3章 教室での対応 .....	13
1 給食の時間における配慮 .....	13
2 レベル別の教室での対応 .....	13
第4章 学校給食における事故発生時の対応 .....	15
1 事故発生時の対応 .....	15
2 事故発生時の関係機関連絡体制 .....	16
3 緊急時の対応(参考) .....	17
参考資料 .....	22
資料 .....	22

# 第1章 基本方針

## 1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

### (1) 目標

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全、かつ楽しく過ごすことができるようにします。

### (2) 原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。  
そのためにも安全性を最優先とします。
- 食物アレルギー対応委員会などにより組織的に行います。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。
- 安全性確保のため、原因食物完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校及び給食センターの施設設備、人員などを鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。
- 教育委員会などは食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援します。

### (3) 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に給食での対応を実施します。

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、学校給食での管理が必要であると指示がなされている。（原則としてアレルギー専門医の診断とする。）
- (2) 症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年、「学校生活管理指導表」の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去などの対応を行っている。
- (4) 学校生活管理指導表をもとに、校内で「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応を検討・決定している。

## (4) 用語解説

### ア 食物アレルギーとは

文部科学省は「[学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）](#)」（以下、ガイドラインといたします。）で、食物アレルギーの定義として「一般的には食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます」と示し、治療としては「管理は『正しい診断に基づく必要最小限の除去』です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去をすることが大切です。」と示しています。

### イ アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。

### ウ 原因食物とは

ガイドラインでは、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下、管理指導表といたします。）に示されている原因食物について「食物アレルギーはあらゆる食物が原因となりますが、平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査では学童～高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。木の実類（クルミ・カシュー・アーモンドなど）も最近増えており、アーモンドが令和元年に加工食品のアレルギー推奨表示の項目に新たに加わりました。」と示しています。

本マニュアルでは原因食物として鶏卵を「卵」、牛乳・乳製品を「乳」と表します。

### エ 同一工場、製造ラインとは

消費者庁は「[加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（令和3年3月）](#)」で意図しない混入への対応について「食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料などが意図せず最終製品に混入されてしまう場合があります。」とし、「意図しない混入防止策の徹底を図ることが大前提であり…十分な対策を図っても、混入の可能性を排除できない場合には注意喚起表示を行う。」と規定しています。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」（以下、対応指針といいます。）では、「以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します」とし、その中で「加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある」と挙げています。

給食センターでも、料理に原材料として使用してはいなくても、同じ施設内で原因食物を扱っています。

**弁当対応の考慮対象**

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの  
「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの  
「本製品で使用しているしらすは、えび、かきが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かきを補食していることによるもの  
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かきを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビペン所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

## オ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)とは

ガイドラインでは、管理指導表について「アレルギー疾患の児童生徒などに対する取組を進めるためには、個々の児童生徒などについて症状などの特徴を正しく把握することが前提となります。」「管理指導表は個々の児童生徒などについてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。」と示しています。令和4年4月より診療情報提供として診療報酬の算定の対象となり、保険適用となりました。

## 2 食物アレルギー対応委員会

### (1) 食物アレルギー対応委員会の設置と役割

対応指針では、食物アレルギー対応委員会について「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示しています。

また、「なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。…このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。」と、全ての学校で設置する必要性を挙げています。

### (2) 委員構成例と主たる役割例

◎委員長 校長(対応の総括責任者)

○委員

- ・副校長・教頭(校長補佐、指示伝達、外部対応)※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭(教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応)
- ・養護教諭(実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止)
- ・栄養教諭・学校栄養職員(給食調理・運営の安全管理、事故防止)
- ・保健主事(教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭などの補佐)
- ・給食主任(栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底)
- ・関係学級担任・学年主任(安全な給食運営、保護者連携、事故防止)

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医などを加えます。

### 3 学校給食における主な対応方法

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）
- レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止）
- レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食提供）

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び給食センターの施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、校内の「食物アレルギー対応委員会」が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。学校給食の食物アレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。

#### (1) レベル1 詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記した献立表「詳細献立表」を家庭に配付し、「喫食確認表」をもとに保護者や学級担任などの指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を除去しながら食べる対応です。

##### <対象>

- ・単品で提供されるもの（例 果物など）について、本人が原因食物を取り除くことができる場合。

##### <注意点>

- ・給食センターは、詳細献立表の作成に当たって、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・保護者は、毎月詳細献立表を確認し、喫食確認表に喫食の有無を記入して学校へ提出します。
- ・保護者には、児童生徒本人に取り除く食品をよく理解させておくことについて協力を求めます。
- ・学校担任は、給食前に必ず喫食確認表を見て配食し、誤配を防ぎます。
- ・学級担任は、原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学級担任は、不在時の対応（代理者などへの伝達）を明確にします。

## (2) レベル2 弁当対応(一部弁当対応、完全弁当対応)

給食において、除去が困難で、対応ができない場合に弁当を持参できます。なお、レベル1同様、詳細献立表と喫食確認表を家庭に配付します。

### ア 一部弁当対応

#### <対象>

- ・原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合。  
※守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。

#### <注意点>

- ・保護者は、喫食確認表に弁当の持参について記入し、学校に提出します。
- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・学校担任は、給食前に必ず喫食確認表を見て弁当の有無を確認します。
- ・食べられないおかずがあった場合でも、給食費の返金の対象とはしません。  
(飲用牛乳を除く)

### イ 完全弁当対応(給食停止)

#### <対象>

- ・原因食物の種類が多い場合や、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合。

#### <注意点>

- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・給食費は徴収しません。

### (3) レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)

申請のあった原因食物（飲用牛乳）を除いた学校給食を提供します。本来は、レベル3は除去食対応ですが、守谷市では飲用牛乳のみ提供を中止し、給食費の減免対応を行います。

#### <対象>

- ・食物アレルギーなどにより継続して3ヵ月以上牛乳の飲用を中止し、月を通じて牛乳を飲用しない場合。

#### <注意点>

- ・食物アレルギーでない場合も減免対応を行いますが、事故防止のため、原則として主治医などの診断を求めます。
- ・飲むヨーグルトなどが提供される場合も、同様の対応を行います。
- ・給食費においては、[守谷市給食費取扱要綱](https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00000238.html)により、減額します。

守谷市給食費取扱要綱

[https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki\\_honbun/e084RG00000238.html](https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00000238.html)

### (4) レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)

申請のあった原因食物【卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）】を学校給食の主食や料理から除き、別の食品を用いて給食を提供します。該当する料理（汁物やデザートも含む）に限り、専用の容器で代替食を提供します。

#### <対象>

- ・家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

#### <注意点>

- ・代替食は卵・乳のみの対応とします。
- ・給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。
- ・保護者は、喫食確認表で希望の代替食を選択し、給食センターに提出します。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品<sup>\*</sup>は、基本的に除去はしません。詳しくはp. 9をご確認ください。
- ・該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。
- ・誤食を防ぐため、原則として専用の容器から直接食べるようにします。
- ・除去した食材や通常献立の栄養量に満たない場合もあることについて理解を求めます。

※文部科学省「[学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）](#)」p.19を参照してください。

## 4 対応申請の確認から対応開始までの流れ



### (1) 学校給食における対応フローチャート



## 第2章 給食センターの対応

### 1 給食センターでの献立作成・調理

#### (1) 原則として使用しない食材

【そば、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、アーモンド】

原則として、給食では上記の食品は使用しません。

※他の食材の加工工場内で上記の食品を使用している場合があります。  
 ※同工場内、同一製造ラインで使用している場合は、この対象とはなりません。

#### (2) 考慮して使用する食材

【卵・乳・小麦・えび、かに】

次のように提供方法などを工夫します。

- ・提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。
- ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮します。
- ・同じ原因食物を使用する日が続かないようにし、その原因食物が使用されない日を作るなど考慮します。

また、献立を作成する際は以下の点を考慮して食材を選定します。

- ・卵や乳が含まれていないベーコンやソーセージを選定します。
- ・卵や乳が含まれていないかまぼこなどの練り製品を選定します。
- ・卵が含まれていないパンを選定します。
- ・卵を使っていないノンエッグマヨネーズを使用します。
- ・唐揚げでは、小麦粉のかわりに片栗粉を使用します。
- ・フライの衣に卵を使用しません。
- ・ハンバーグに卵や牛乳を使用しません。

#### (3) 調味料・だし・添加物について

対応指針では「調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品については、基本的に除去する必要はありません。」と示されています。



原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご  
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】  
 このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

## 2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について

守谷市でこれまで行ってきた「別メニュー」の提供は、保温・保冷ができず、提供できる料理も限られていました。

そこで令和5年度より、卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を含む主食と料理に限り、希望者に専用の容器で代替食を提供します。

### (1) 対象

卵もしくは乳もしくはその両方の食物アレルギーと診断され、家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

### (2) 代替食の内容

給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。

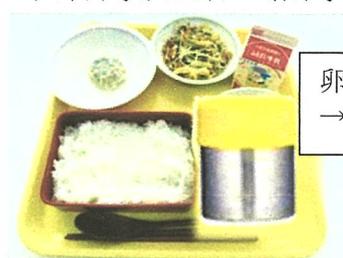
#### ア 卵アレルギーを有する場合の献立例

通常給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう  
野菜いため 卵の中華スープ

代替食希望者の給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう  
野菜いため 豆腐の中華スープ

変更内容

卵の中華スープ  
→豆腐の中華スープ

#### イ 乳アレルギーを有する場合の献立例



コッペパン 牛乳 チキンソテー  
チーズサラダ ミネストローネ



ごはん チキンソテー

コッペパン  
→ごはん  
  
チーズサラダ  
→フレンチサラダ  
  
牛乳  
→牛乳減免

#### ウ 主な主食・おかずの代替食例

コッペパン（乳） → ごはん      卵スープ（卵） → 野菜スープ  
シチュー（乳） → 豆乳スープ      オムレツ（卵） → 豆腐ハンバーグ

※主食のごはんは、市内のごはん業者から提供します。

### (3) 容器

代替食を希望した料理は、以下の容器で提供します。誤配防止のため、学校名、学級、名前を記載します。また、事故防止のため、原則として容器から直接食べるようにします。



スープジャー  
(汁物)



おかず用保温保冷容器  
(サラダ・煮物)



小容量配食容器  
(主菜)

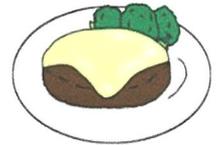
### (4) 調理・提供の工夫

以下のように調理や提供方法を工夫します。

#### ア 原因食物の明確化

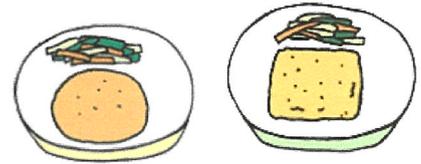
通常の給食で、原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにします。また、献立表や料理名も「イタリアンスープ」ではなく「卵のイタリアンスープ」にするなど、工夫します。

例：ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる。



#### イ 安全な代替食の提供

原因食物が入っている料理と、除去した代替食の料理で色や形を変えてわかりやすくします。また、事故防止のため、代替食に関してはおかわりをしません。そこで、代替食は通常の給食よりも多めに提供します。



#### ウ 調理器具、食材、人、場所の区別化

代替食を調理する作業を区別化します。調理はアレルギー専用調理室で行い、事故予防につなげます。また、専任の調理担当者を配置し、他と異なるエプロンを着用するなど、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。

### (5) やむを得ず、急な献立変更を行う場合

材料の確保の問題や調理の都合でやむを得ず、急な献立変更をする場合があります。その際は次の通り対応します。

ア 給食センターから学校長へ変更内容を連絡します。

イ 学校は、保護者へ変更内容を連絡します。

ウ 学校は、保護者の確認に基づいて対応します。

(6)代替食の受配時の場所・方法

あらかじめ、確認作業の方法（確認者やタイミング）を決め、チェック表を用いることで誤配防止につなげます。

- ア 調理員：給食センターで調理、配食、積み込み時にチェック表に記入します。
- イ 配送員：学校で、配膳員に受け渡した時にチェック表に記入します。
- ウ 配膳員：学校で、コンテナ受け取り時にチェック表に記入します。  
また、ワゴンを別にするなど安全に保管、引き渡しができるようにします。
- エ 担任：教室で、受取時にチェック表に記入します。

確認者	サイン	確認項目（□はチェック✓を入れてください）
給食センター	調理員 栄養士	原因食品を除去して調理し、容器に入れた。
		配食忘れがないか確認した。
		コンテナに積み込んだ。 □ 学校名・クラス・名前確認
学校	配膳員	除去食容器を受け取った。 □ 学校名・クラス・名前確認
	→ 一本人	確認表と除去食容器を職員室に届けた。（または担任に手渡した。）
		確認表と除去食容器を受け取った。
教室		児童生徒と除去食の確認を行った。 □ クラス・名前・内容の確認
		除去対応をした料理について、おかわりや児童生徒間での交換などは行わないように確認をした。

チェック表



給食センター調理室内図



アレルギー専用調理室

## 第3章 教室での対応

### 1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目などを取り決めます。特に代替食について、通常の給食との違いを担当、児童生徒本人が確認する方法を決めるようにします。

また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決めるなどの配慮をします。

#### (1) 給食の時間中のルール例

- ◇献立内容の確認方法
- ◇給食当番の役割確認
- ◇配膳時
- ◇おかわりなどを含む喫食時の注意事項
- ◇片付け時
- ◇その他交流給食や担任が不在時の注意事項

### 2 レベル別の教室での対応

レベル別の教室での対応を以下に示します。また、全体を通して、配膳や片付けに関しては保護者の確認に基づいて対応します。

#### (1) レベル1 詳細な献立表対応の場合

##### 【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・誤食が起きないように、原因食物と給食の内容を毎日確認します。

##### 【児童生徒】

- ・保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し除去対応を行います。

## (2)レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）の場合

### 【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故がおきないように注意します。

### 【児童生徒】

- ・持参した弁当が自分のものであるか確認します。
- ・保護者との確認に基づいて対応します。

## (3)レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)の場合

### 【学級担任】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。
- ・飲むヨーグルト等なども牛乳減免の対象となることに注意します。

### 【児童生徒】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。

## (4)レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)の場合

### 【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。
- ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。
- ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。  
※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。
- ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。

### 【児童生徒】

- ・学校名、学級、名前や料理を確認してから食事を始めます。
- ・代替食のおかわりはしません。
- ・代替食の容器は、来た通りに返します。

## 第4章 学校給食における事故発生時の対応

ガイドラインでは、緊急時の対応について「アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃から準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備はアレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、「緊急時対応マニュアル」の整備をすること、緊急時にしなければならないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。」と示されています。

なお、詳細については（公財）日本学校保健会が作成している[ガイドライン](#)や文部科学省 HP [「学校給食における食物アレルギー対応について」](#)を参照してください。

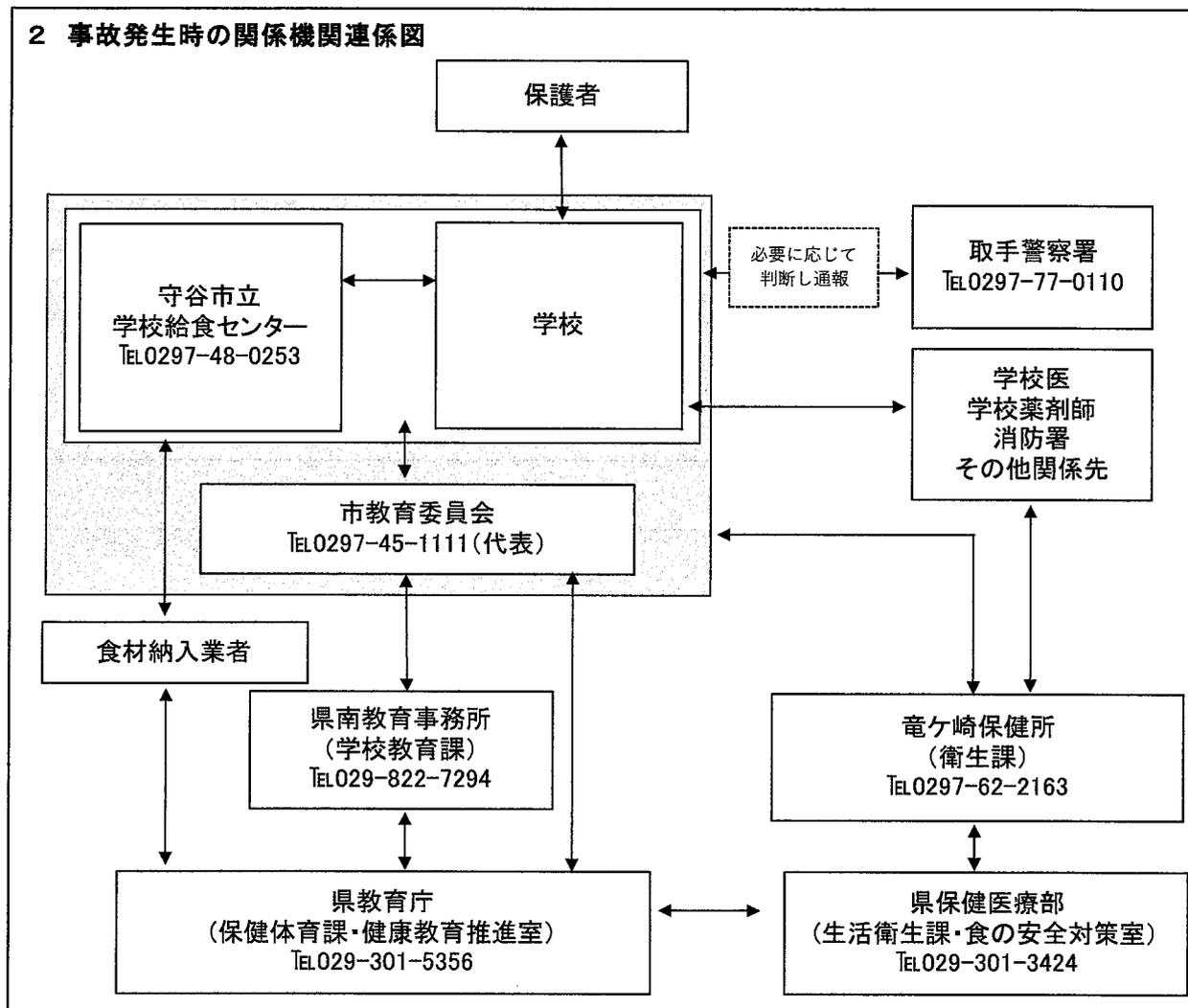
### 1 事故発生時の対応

学校給食に起因すると思われる事故が発生した場合には、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じます。

- ア 必要に応じて学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。
- イ 学校医の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒その他事後措置の計画に基づいて予防措置を行うこと。
- ウ 保護者、その他関係方面に対しては、状況を周知させ協力を求めること。
- エ 事故の発生原因については関係機関の協力を求めて、これらを明らかにするよう努め、その原因の除去、予防に努めること。
- オ 事故が発生した場合、学校は下記関係図に基づいて速やかに関係機関へ連絡すること。なお、終結の場合も同様とする。

守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

## 2 事故発生時の関係機関連絡体制



守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

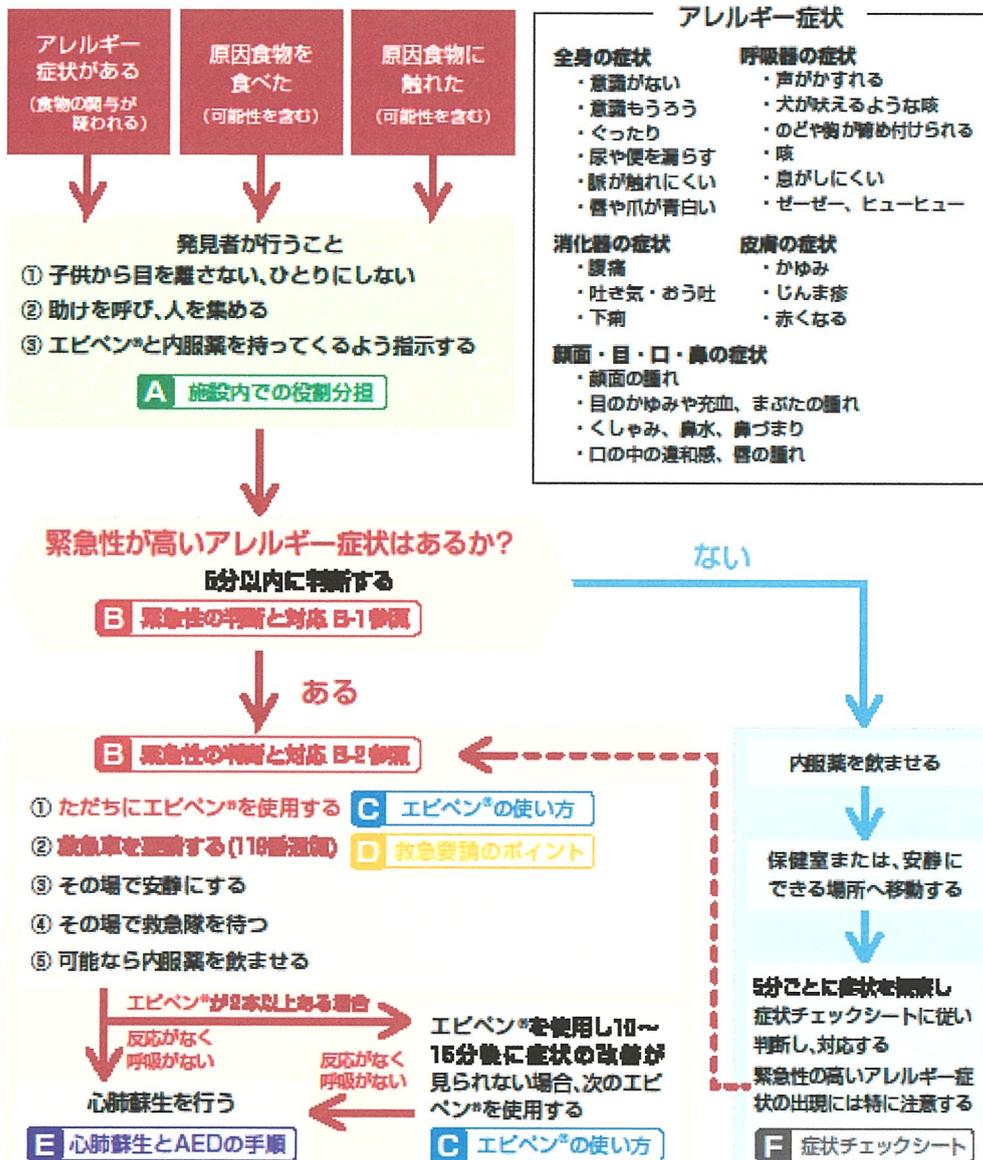
### 3 緊急時の対応(参考)

「東京都食物アレルギー緊急対応マニュアル」

17ページから21ページは、東京都の承諾を【申請中】。

## 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

### アレルギー症状への対応の手順



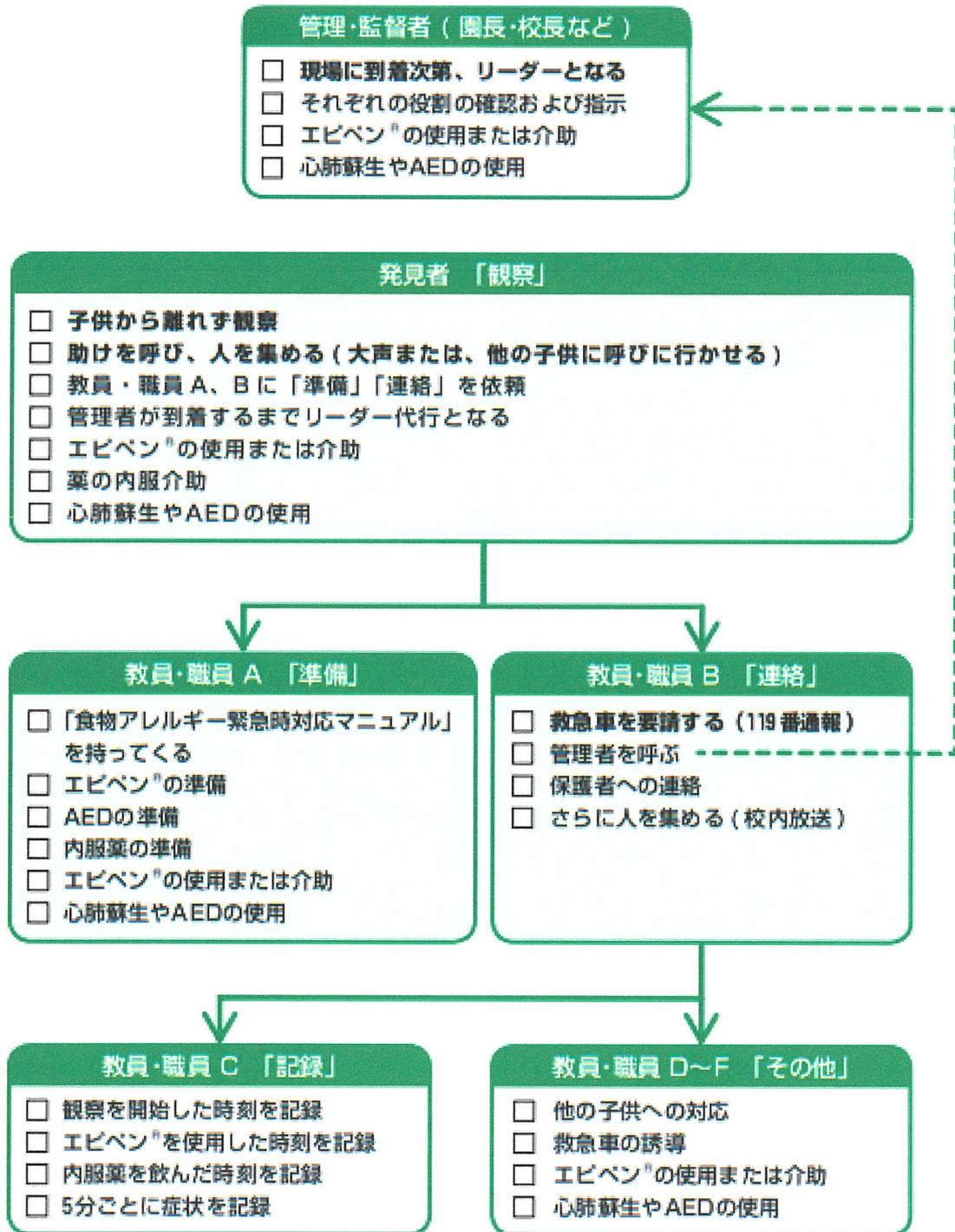
2022年 1月版



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエビペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエビペン®を使用する！

⇒ **C** エビペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

⇒ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エビペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエビペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ⇒ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けにたれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

# C

## エピペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!**

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

### 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

#### 仰向けの場合



#### 座位の場合



# F

## 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆の症状が1つでもあてはまる場合、エビペン<sup>®</sup>を使用する

(内服薬を飲んだ後にエビペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エビペン<sup>®</sup>を使用した時刻( 時 分)

全身の 症状	<input type="checkbox"/> くったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器 の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器 の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない) お腹痛い <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹痛い <input type="checkbox"/> 1～2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹痛い (がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・ 鼻・顔面 の症状	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 10px; text-align: center;">           上記の症状が 1つでもあてはまる場合         </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
	①ただちにエビペン <sup>®</sup> を使用する ②救急車を要請する(119番通報) ③その場で安静を保つ (立たせたり、歩かせたりしない) ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる  <b>B 緊急性の判断と対応 B-2参照</b>  <b>ただちに救急車で 医療機関へ搬送</b>	①内服薬を飲ませ、エビペン <sup>®</sup> を準備する ②速やかに医療機関を受診する (救急車の要請も考慮) ③医療機関に到着するまで、 5分ごとに症状の変化を観 察し、 <input type="checkbox"/> の症状が1つでも あてはまる場合、エビペン <sup>®</sup> を使用する  <b>速やかに 医療機関を受診</b>	①内服薬を飲ませる ②少なくとも1時間は5分ごと に症状の変化を観察し、症状 の改善がみられない場合は医 療機関を受診する  <b>安静にし、 注意深く経過観察</b>

## 参考資料

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」  
[https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_R010060/R010060.pdf](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf)  
(令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2015/03/26/1355518\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/03/26/1355518_1.pdf)  
(平成27年3月 文部科学省)

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_210514\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf)  
(令和3年3月 消費者庁)

「学校給食における食物アレルギー対応について」 (文部科学省 HP)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1355536.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm)

「東京都アレルギー情報 naxi.」 (東京都福祉保健局)  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/index.html>

## 資料

- 【様式第1号】 食物アレルギー対応申請書 (新規・継続・中止)
- 【様式第2号】 給食費 (牛乳代) 減免申請書 (新規・継続・中止)
- 【様式第3号】 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)
- 【様式第4号】 食物アレルギー面談表 (個別支援プラン)
- 【様式第5号】 食物アレルギー対応決定通知
- 【様式第6号】 詳細献立表・喫食確認表

守谷市立学校長 様  
 守谷市立学校給食センター所長 様

食物アレルギー対応申請書（新規・継続・中止）

この度、医療機関で診断を受けましたので、下記のとおり食物アレルギー対応を（新規・継続・中止）申請します。

1 食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名			保護者氏名	
緊急連絡先TEL				

2 給食対応内容

希望する対応内容（希望する内容に○をつける）	レベル1	詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2	給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3	除去食対応（飲用牛乳の停止、別紙参照）
	レベル4	代替食対応（卵・乳を含む主食や料理の代替食を希望する）
※新規申請及び診断結果に変更がある継続申請者は裏面の調査票を記入してください。		

・ 詳細な献立表の配付は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも、あわせて提供することとなっています。

3 添付書類

- ・ 学校生活管理指導表

裏面もあります

# 食物アレルギー等に関する調査表

1 食物アレルギーを起こす原因食品について記入してください。

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状 (○をつける)	特記事項	家庭での対応 (○をつける)
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ( )		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ( )		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ( )		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ( )		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他 ( )		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない

2 処方されている薬があれば記入してください。

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり (保管場所: ) ・なし
	服用の頻度	例: 毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり (保管場所: ) ・なし
	使用の有無	あり ( 年 月 ) ・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない (エピペン®の使用期限は1年です)

3 原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があります。アレルギー症状が起きる可能性はありますか。

ない (給食を食べる)	ある (給食停止、弁当持参)
-------------	----------------

4 食物アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよろしいですか。(周囲の理解が助けになることがある)

はい	いいえ
----	-----

5 給食当番の配慮 (原因食品を含む料理の配膳をしないなど) を希望しますか。

はい (内容: )	いいえ
-----------	-----

6 聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター等で共有してもよろしいですか。

はい	いいえ
----	-----

守谷市立学校長様  
守谷市立学校給食センター所長様

## 給食費（牛乳代）減免申請書（新規・継続・中止）

児童生徒が体質改善等により、3箇月以上牛乳の飲用を止めることが前提となります。この度、下記のとおりを学校給食における給食費（牛乳代）の減免を（新規・継続・中止）申請します。

### 1 飲用牛乳中止対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		
緊急連絡先 TEL				

### 2 申請内容

診断理由等 (希望する内容に○をつける)	食物アレルギーのため*	
	乳糖不耐症（その他病気を含む）のため*	
	その他（ ）	

※原則として診断書等の提出をお願いしております。

できない場合は下記までご相談ください。

問合せ先 守谷市立学校給食センター 電話48-0253

【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

提出日

前 (男・女) 平成 年 月 日生 学校 年 組 令和 年 月 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します

病型・治療	学校生活上の留意点		★保護者 電話:  ★連絡医療機関 医療機関名:  電話:
	<p><b>A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 即時型</p> <p>2. 口腔アレルギー症候群</p> <p>3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p><b>B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 食物 (原因 )</p> <p>2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>3. 運動誘発アナフィラキシー</p> <p>4. 昆虫 ( )</p> <p>5. 医薬品 ( )</p> <p>6. その他 ( )</p> <p><b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載</p> <p>1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載</p> <p>2. 牛乳・乳製品 《 》 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性</p> <p>3. 小麦 《 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取</p> <p>4. ソバ 《 》 ( )に具体的な食品名を記載</p> <p>5. ビーナッツ 《 》</p> <p>6. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ )</p> <p>7. 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド )</p> <p>8. 果物類 《 》 ( )</p> <p>9. 魚類 《 》 ( )</p> <p>10. 肉類 《 》 ( )</p> <p>11. その他1 《 》 ( )</p> <p>12. その他2 《 》 ( )</p> <p><b>D 緊急時に備えた処方薬</b></p> <p>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)</p> <p>3. その他 ( )</p>	<p><b>A 給食</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 食物・食材を扱う授業・活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 運動(体育・部活動等)</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D 宿泊を伴う校外活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要となる場合(○がつけられた場合、該当する食品を使用した料理については給食対応が困難となる場合があります)</b></p> <p>鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス</p> <p><b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	
<p><b>A 症状のコントロール状態</b></p> <p>1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良</p> <p><b>B-1 長期管理薬(吸入)</b> 薬剤名 投与量/日</p> <p>1. ステロイド吸入薬 ( ) ( )</p> <p>2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( )</p> <p>3. その他 ( ) ( )</p> <p><b>B-2 長期管理薬(内服)</b> 薬剤名</p> <p>1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( )</p> <p>2. その他 ( )</p> <p><b>B-3 長期管理薬(注射)</b> 薬剤名</p> <p>1. 生物学的製剤 ( )</p> <p><b>C 発作時の対応</b> 薬剤名 投与量/日</p> <p>1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( )</p> <p>2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )</p>	<p><b>A 運動(体育・部活動等)</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 宿泊を伴う校外活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	<p>記載日</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p>	

アナフィラキシー (あり・なし)  
食物アレルギー (あり・なし)

気管支ぜん息 (あり・なし)

緊急時連絡先

緊急時連絡先

㊞

㊞

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します。提出日

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	<p><b>A 重症度のためやす(厚生労働科学研究班)</b></p> <p>1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。</p> <p>*軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p><b>B-1 常用する外用薬</b></p> <p>1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ( _____ )</p> <p><b>B-2 常用する内服薬</b></p> <p>1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [ _____ ]</p> <p><b>B-3 常用する注射薬</b></p> <p>1. 生物学的製剤</p>	<p><b>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 動物との接触</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 発汗後</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	
	病型・治療	学校生活上の留意点	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	<p><b>A 病型</b></p> <p>1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ( _____ )</p> <p><b>B 治療</b></p> <p>1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ( _____ )</p>	<p><b>A プール指導</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 屋外活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	
	病型・治療	学校生活上の留意点	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	<p><b>A 病型</b></p> <p>1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬</p> <p><b>B 治療</b></p> <p>1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ( _____ )</p>	<p><b>A 屋外活動</b></p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>	
	病型・治療	学校生活上の留意点	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

3号31  
日本学校保健会  
発行

## 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）

面談日	令和 年 月 日
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士
記録者	

### 食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		

### ①給食対応内容

	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2 給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3 牛乳提供停止（飲用牛乳減免：アレルギーでなく牛乳停止のみの希望者）
	レベル4 代替食提供（卵と乳を含む主食やおかずの代替食を希望する）

### ②食物アレルギーを起こす原因食品

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状（○をつける）	特記事項	家庭での対応（○をつける）
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない

### ③処方されている薬

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	服用の頻度	例：毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ）・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない（エピペン®の使用期限は1年）

【裏面もあります】

④原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があるが、アレルギー症状が起きる可能性はあるか。

ない（給食を食べる）	ある（給食停止、弁当持参）
------------	---------------

⑤アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよいか。（周りの理解で助かることもある）

はい	いいえ
----	-----

⑥給食当番の配慮（原因食品を含む料理の配膳をしないなど）を希望するか。

はい（内容： ）	いいえ
----------	-----

⑦聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター・学校医等で共有してもよいか。

はい	いいえ
----	-----

⑧かかりつけの医療機関

--

⑨校外学習や調理実習、生活上での留意点

例：調理等で食材を使用するときは担任と相談する。校外学習でのおやつ交換はしない。

⑩過去に除去していたが現在食べられるようになった食品等

--

⑪その他、保護者の方が気になっていること、要望等

--

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記の内容に間違いはない
- エピペン®を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい

【保護者からの提出書類】

- 様式第1号 食物アレルギー対応申請書・食物アレルギー等に関する調査表（両面）
- 学校生活管理指導表

様式第5号

令和 年 月 日

守谷市立小中学校長 様

守谷市立学校給食センター所長

食物アレルギー対応決定通知

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1 学校給食食物アレルギー対応開始日

令和 年 月 日

2 該当者

食物アレルギー児童生徒一覧 参照

【問い合わせ先】

守谷市立学校給食センター

TEL : 0297-48-0253

FAX : 0297-48-5388

E-mail : kyuushoku@city.moriya.lg.jp

報告	頁数
3号	34

様式第6号

喫食確認表 (案)

学校  年  組  番 児童生徒氏名

日	給食での対応			弁当持参 その他連絡	日	給食での対応			弁当持参 その他連絡
	献立	食べる○ 食べない×	代替食を 希望する…○ しない…空白			献立	食べる○ 食べない×	代替食を 希望する…○ しない…空白	
1 (木)	ごはん 春巻き 豚肉のオイスター炒め 中華スープ				1 (金)	ごはん オムレツ りっちゃんサラダ ハヤシチュー			
2 (金)	ごはん さんまのピリからソース おひたし ごまみそ汁				2 (火)	黒パン いなだのオーロラソース きのこコーンのソテー 卵とほうれん草のコンソメスープ			
5 (月)	ごはん 鮭のみそマヨネーズ焼き 鶏肉と野菜のいためもの さつまいものみそ汁				2 (水)	ごはん 肉じゃが からしあえ きのこたっぷりみそ汁 のりふりかけ			
6 (火)	ミルクパン 鶏肉のマスタードソース焼き ポテトサラダ コンソメスープ				2 (木)	ごはん ハンバーグトマトソース 野菜のカレー炒め キャベツのコンソメスープ			
7 (水)	ごはん うさぎ型ハンバーグ 大根サラダ 小松菜と里芋の味噌汁 お月見ゼリー				2 (月)	ごはん 焼き餃子 (2個・3個) パプリカサラダ 厚揚げの中華煮			
8 (木)	ごはん 鶏肉のしょうが炒め 油揚げとえのきのごまあえ 豚汁				2 (火)	焼きそば メンチカツ グリーンサラダ ヨーグルト			
9 (金)	ソフトめん かぼちゃの天ぷら いんげんとツナのサラダ もやし肉みそスープ				2 (水)	玄米ごはん タコライス 野菜のおかかあえ たまごともずくのスープ			
1 (月)	ごはん いかフリッター (2個) ツナサラダ チキンカレー				2 (木)	ごはん ホキの甘酢あんかけ キャベツとのりのサラダ 小松菜の中華スープ			
1 (火)	コッペパン フランクフルト チリコンカン 豆乳コーンスープ				3 (金)	ソフトめん 野菜のかき揚げ 豆腐のそぼろ煮 五目うどん汁			
1 (水)	ごはん なすのさっぱり炒め ブロッコリーのおかかマヨあえ 油揚げともやしの味噌汁								
1 (木)	ごはん わかさぎフライ (2尾) 豚肉の味噌炒め キムチスープ								
飲み物	牛乳				緊急用	のりふりかけ レトルトカレー			

## コロナ禍における学校給食食材の高騰による賄材料費の補正について

### 1 目的

コロナ禍の影響等により、給食材料費が高騰しており、保護者が負担する学校給食費の額が増えることが懸念されます。

そのため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により不足が見込まれる給食材料費の予算を増額するものです。

これにより、学校給食費を値上げすることなく、従来どおり栄養バランスや質・量を保った学校給食の安定的な提供を図るものです。

### 2 対象

市立小・中学校の児童生徒及び教職員等

### 3 補正額の根拠等

主食は年間をとおして提供日数が決まっており、必要となる費用が予測できます。また、油や野菜についても概ね年間で使用する量の予測ができることから、高騰している小麦製品の主食及び油、野菜の値上げ分を、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、賄材料費の補正をするものです。

#### (1) 補正額 10,885千円

項目	当初予算額	補正額	補正後予算額
賄材料費	399,183千円	10,885千円	410,068千円

※補正額内訳 小学校児童：6,863,281円、中学校生徒：3,088,719円、教職員等：933,000円

#### (2) 積算根拠（令和4年4月～令和5年3月）

単位：円

材 料	当初計上額	執行見込額	不足額
小麦（パン、ソフトめん等）	21,490,673	22,896,591	1,405,918
油	1,461,240	1,880,801	419,561
野菜	31,901,248	40,959,821	9,058,573
計	54,853,161	65,737,213	10,884,052

### 4 財源

児童生徒…新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,952千円（国10/10）

教職員等…学校給食費 933千円

## 5 現在の給食費

現在の給食費は、守谷市立学校給食費取扱要綱で次のとおり定めています。。

## ○守谷市学校給食費取扱要綱（抜粋）

（学校給食費）

第2条 学校給食費(以下「給食費」という。)の額は、次のとおりとする。

小学校の児童 4,207 円

中学校の生徒 4,536 円

小・中学校及び給食センターの職員 4,536 円

2 給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の運営予定日数で除して得た額とする。

## 6 見直し案

8月臨時議会で賄材料費を補正した額のうち、職員分に該当する額が933,000円となっております。その額を職員一人あたりの給食費に加えて算出すると、一月あたり268円値上げし、月額4,804円としたいと考えています。

なお期間は令和4年10月から令和5年3月までとします。

## 【給食費見直し額算出根拠】

※人数は令和4年5月1日現在で算出

補正額うち職員分		職員数		実施月		一月あたり増額
¥ 933,000	÷	581	÷	6ヶ月	÷	¥ 268
		給食費月額				
		4,536	+	268	=	¥ 4,804